

○西原町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、西原町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) 上記に関する構成員の事務の調整

(構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会で構成する。

(招集)

第4条 会議は、町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(会議)

第5条 会議の議事進行は、町長が行う。

2 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第8条 町長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整にかかる事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他町長が必要と認めた事項

2 町長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

ただし、前条ただし書きの規定により非公開とした部分については、この限りではない。

（事務局）

第9条 会議の事務局は、西原町教育委員会教育総務課に置く。

（定めのない事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、総合教育会議で決定した日より施行する。